付　議　第　１　号

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の２の規定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、委任の内容を改めることについて、知事から協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成４年教育委員会規則第１号）
第２条　教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をすること。

受付
-7.10.-7
幼保支援課

別紙

7高行管第322号
令和7年10月7日

高知県教育長　今城　純子　様

高知県知事　濵田　省司

事務の委任の協議について

貴委員会への事務の委任について、地方自治法第180条の2の規定により、その内容を下記のとおり改めることを協議します。

記

1　対象告示
平成15年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）

2　改正内容
別紙のとおり

3　改正理由
市町村が所管行政庁となる事業に関して虐待等の通告があった場合の市町村への通知及び公表について委任事務とするため

4　改正年月日
公布の日

参考資料１

告　　　　　　示

高知県告示第●号

平成15年４月高知県告示第224号（地方自治法第180条の２の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和７年●月●日から施行する。

令和７年●月●日

高知県知事　濵田　省司

１の(７)中エをカとし、同カの前に次のように加える。

オ　家庭的保育事業等（法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等をいう。）に関する次に掲げる事務

(ア)　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の所管行政庁への通知（法第33条の14第１項）

(イ)　被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第２項）

１の(７)中ウをエとし、同エの前に次のように加える。

ウ　乳児等通園支援事業（法第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）に関する次に掲げる事務

(ア)　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の所管行政庁への通知（法第33条の14第１項）

(イ)　被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第２項）

１の(11)中「(７)エ」を「(７)カ」に改める。

告　示

◎告示（地方自治法第180条の２の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正　（行政管理課）

参考資料２

地方自治法第180条の２の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
○地方自治法第180条の２の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任 平成15年４月１日告示第224号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の２の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。 １　委任する事務 （２）～（６）　略 （７）　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務 ア　一時預かり事業（法第６条の３第７項に規定する一時預かり事業をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事務 （ア）　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14） （イ）　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第33条の15第１項） （ウ）　被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第２項） （エ）　一時預かり事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに一時預かり事業の廃止及び休止の届出の受理（法第34条の12） （オ）　一時預かり事業を行う者に対する報告の徴収等（保育所（法第39条第１項に規定する保育所をいう。以下同じ。）又は幼保連携型認定こども園（法第39条の２第１項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）において一時預かり事業を行う場合の監査事務を除く。）（法第34条の14第１項、第３項及び第４項） イ　病児保育事業（法第６条の３第13項に規定する病児保育事業をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事務 （ア）　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14）	○地方自治法第180条の２の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任 平成15年４月１日告示第224号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の２の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。 １　委任する事務 （２）～（６）　略 （７）　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務 ア　一時預かり事業（法第６条の３第７項に規定する一時預かり事業をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事務 （ア）　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14） （イ）　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第33条の15第１項） （ウ）　被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第２項） （エ）　一時預かり事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに一時預かり事業の廃止及び休止の届出の受理（法第34条の12） （オ）　一時預かり事業を行う者に対する報告の徴収等（保育所（法第39条第１項に規定する保育所をいう。以下同じ。）又は幼保連携型認定こども園（法第39条の２第１項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）において一時預かり事業を行う場合の監査事務を除く。）（法第34条の14第１項、第３項及び第４項） イ　病児保育事業（法第６条の３第13項に規定する病児保育事業をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事務 （ア）　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14）

改正後	改正前
（イ）　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第33条の15第１項）	（イ）　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第33条の15第１項）
（ウ）　被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第２項）	（ウ）　被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第２項）
（エ）　病児保育事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに病児保育事業の廃止及び休止の届出の受理（法第34条の18）	（エ）　病児保育事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに病児保育事業の廃止及び休止の届出の受理（法第34条の18）
（オ）　病児保育事業を行う者に対する報告の徴収等（保育所又は幼保連携型認定こども園において病児保育事業を行う場合の監査事務を除く。）（法第34条の18の２第１項及び第３項）	（オ）　病児保育事業を行う者に対する報告の徴収等（保育所又は幼保連携型認定こども園において病児保育事業を行う場合の監査事務を除く。）（法第34条の18の２第１項及び第３項）
ウ　乳児等通園支援事業（法第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）に関する次に掲げる事務	
（ア）　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の所管行政庁への通知（法第33条の14第１項）	
（イ）　被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第２項）	
エ　保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備（法第18条の24第１項）	ウ　保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備（法第18条の24第１項）
オ　家庭的保育事業等（法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等をいう。）に関する次に掲げる事務	
（ア）　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の所管行政庁への通知（法第33条の14第１項）	
（イ）　被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第２項）	
カ　保育所及び認可外保育施設（法第59条の２第１項に規定する施設をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務	エ　保育所及び認可外保育施設（法第59条の２第１項に規定する施設をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務
（ア）　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14）	（ア）　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14）
（イ）　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第33条の15第１項）	（イ）　被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第33条の15第１項）
（ウ）　被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第２項）	（ウ）　被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第２項）
（エ）　市町村からの保育所の設置並びに廃止及び休止の届出の受理（法第35条第３項及び第11項）	（エ）　市町村からの保育所の設置並びに廃止及び休止の届出の受理（法第35条第３項及び第11項）

改正後	改正前
（オ）　私立の保育所の設置の認可等並びに廃止及び休止の承認（法第35条第４項から第９項まで及び第12項）	（オ）　私立の保育所の設置の認可等並びに廃止及び休止の承認（法第35条第４項から第９項まで及び第12項）
（カ）　保育所に係る最低基準維持のための監督（法第46条第１項、第３項及び第４項）	（カ）　保育所に係る最低基準維持のための監督（法第46条第１項、第３項及び第４項）
（キ）　県からの補助を受けた私立の保育所に対する予算変更及び職員の解職の指示（法第56条の２第２項）	（キ）　県からの補助を受けた私立の保育所に対する予算変更及び職員の解職の指示（法第56条の２第２項）
（ク）　私立の保育所の設置の認可の取消し（法第58条第１項）	（ク）　私立の保育所の設置の認可の取消し（法第58条第１項）
（ケ）　法第35条第３項の届出をせずに市町村が設置した保育所等に対する立入調査等（法第59条第１項及び第３項から第９項まで）	（ケ）　法第35条第３項の届出をせずに市町村が設置した保育所等に対する立入調査等（法第59条第１項及び第３項から第９項まで）
（コ）　認可外保育施設に係る事業の開始の届出、当該届出事項の変更の届出並びに当該事業の廃止及び休止の届出の受理並びにこれらの届出事項に係る当該認可外保育施設の所在地の市町村長への通知（法第59条の２）	（コ）　認可外保育施設に係る事業の開始の届出、当該届出事項の変更の届出並びに当該事業の廃止及び休止の届出の受理並びにこれらの届出事項に係る当該認可外保育施設の所在地の市町村長への通知（法第59条の２）
（サ）　認可外保育施設の設置者からの当該認可外保育施設の運営の状況に係る報告の受理等（法第59条の２の５）	（サ）　認可外保育施設の設置者からの当該認可外保育施設の運営の状況に係る報告の受理等（法第59条の２の５）
（８）～(10)　略	（８）～(10)　略
(11)　<u>（７）カ</u>及び（８）から(10)までに掲げる事務のほか、保育所及び認可外保育施設に関する事務	(11)　<u>（７）エ</u>及び（８）から(10)までに掲げる事務のほか、保育所及び認可外保育施設に関する事務
２・３　略	２・３　略

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

参考資料３

施行日：**令和７年10月１日**

①制度の現状・背景

○　保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要**がある。

○　児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要**がある。

（※）なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和５年５月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

○　**保育所等の職員による虐待について**、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、**下記の規定を設ける。**

・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務

・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置

・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見

・都道府県による虐待の状況等の公表

・国による調査研究　等

○　**もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う**以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

参考資料４

法の条文

■児童福祉法（昭和22年法律第164号）　※令和７年10月１日施行時点

第三十三条の十　（略）

②　この節において、**所管行政庁**とは、次の各号に掲げる事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業　これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事

二　放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業等、児童育成支援拠点事業又は乳児等通園支援事業　これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長

三　（略）

四　乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設　これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長

五　認可外保育施設又は指定発達支援医療機関　これらの施設が所在する都道府県の知事

六　（略）

③　（略）

第三十三条の十五　所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速やかに、これらの措置の内容、これらの措置に係る被措置児童等の状況その他の**①内閣府令で定める事項**を審議会等に報告するものとする。

②・③　（略）

第三十三条の十六　次の各号に掲げる所管行政庁は、毎年度、自らが所管行政庁である事業又は施設に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措置その他**②内閣府令で定める事項**を当該各号に定める者に報告するものとする。

一　国の行政機関の長（内閣総理大臣を除く。）　内閣総理大臣

二　市町村長　都道府県知事

②　内閣総理大臣及び都道府県知事は、毎年度、**③内閣府令で定めるところにより**、自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他**②内閣府令で定める事項**を公表するものとする。